

### 「就学奨励費」の申請受け付け

問い合わせ 教育委員会管理課 ☎38-2085

市内の市立小・中学校に就学している児童・生徒の保護者で、経済的な理由により就学させることが困難なために、学用品・通学用品費および校外活動費などの援助を行っています。

■対象 生活保護受給者  
児童扶養手当受給者  
失業中のかた  
世帯の年間所得額が基準額以下のかた

■申請先 各学校へ



### 谷崎潤一郎記念館の催し

問い合わせ 谷崎潤一郎記念館 ☎23-5852/☎38-3244

【文学館講座】 短歌講座 体験レッスン

■日時 4月19日(火)午前10時30分～正午 ■会場 講義室 ■対象 初めてのかた限定 ■講師 兵庫県歌人クラブ代表・楠田立身氏 ■定員 16人 ■受講料 1,000円 ■申し込み 上記へ

【文学館講座】 品格ある女性のマナー教室

■日時 4月28日～12月22日(第4木曜日)午後2時～3時30分<全9回>  
■会場 講義室 ■内容 知っておきたい冠婚葬祭のマナー/生活に役立つ作法や美しい立ち居振る舞い/素敵な挨拶の仕方など ■講師 日本現代作法会副会長・寒川由美子氏ほか ■定員 20人 ■受講料 一括22,500円または分割7,500円×3回で\*教材費1,200円程度別 ■申し込み 上記へ

【文学館講座】 作家・柳谷郁子が語る ～名作の愉(たの)しみ～

■日時 4月28日(木)午前10時30分～正午 ■会場 講義室 ■内容 尾崎紅葉作「金色夜叉」 ■講師 同人誌「播火」主宰・柳谷郁子氏 ■定員 16人 ■受講料 2,300円(\*今回のみ・初心者1,000円) ■申し込み 上記へ

【春からの新講座】 「和泉式部日記」を読む

■日時 5月12日～(第2木曜日)午後2時～3時30分<全24回> ■会場 市民センター 301室または401室 ■内容 「和泉式部日記」 ■講師 京都橋大学名誉教授・鈴木紀子氏 ■定員 60人 ■受講料 3回分5,400円×8回または6回分割引き10,000円×4回で ■申し込み 上記へ

### 男女共同参画センター事業「市民企画講座」～あなたの企画した講座を実施してみませんか～

問い合わせ 男女共同参画センター ☎38-2023/☎38-2175  
http://www.city.ashiya.lg.jp/sankaku/withus/centerwithus.html

平成23年度に実施する「市民企画講座」を募集します。

男女共同参画推進を目的とする講座で、実施が決定した企画には1企画につき30,000円以内の経費を補助します。

■応募期間 4月22日～5月13日 第1土曜日および平日の執務時間内  
■応募資格 市内在住のかたを中心とした3人以上のグループ  
■応募方法 所定の申請書およびグループ概要を上記へ持参

\*所定の様式は、上記ホームページからダウンロードできます。  
■選考方法 6月10日(金)に、企画者によるプレゼンテーションを実施し、優秀企画3点以内を選考。  
\*決定した企画は、8月から翌年2月までに講座を実施していただきます。

### ◆市制施行70周年記念写真集◆ 芦屋の四季・70選 ～市民がつづる“芦屋の四季”～

市では、市民の皆さんの写真でつづった市制施行70周年記念写真集「芦屋の四季・70選」を発行・発売しています。

市制施行70周年の記念として、市民の皆さんがつづった現在の芦屋風景を、お手元に残しておかれませんか。

記念写真集「芦屋の四季・70選」は、下記で購入していただけます。

■規格 菊A4判・120ページ(表紙等別)/上製本・カラー印刷 ■価格 1,000円 ■発売所 市役所北館1階・行政情報コーナー / ラポルテ市民サービスコーナー

《好評発売中》

問い合わせ 広報課 ☎38-2006

### 「市民参画協働推進会議」の

問い合わせ 市民参画課 ☎38-2007/☎38-2004  
☎info@city.ashiya.hyogo.jp (〒659-8501 住所不要)

「市民参画及び協働の推進に関する条例」に基づき、市民参画協働の推進計画の策定や計画の進行状況等を審議する推進会議の市民委員を募集します。

《募集要領》

- 募集人員 二人以内
- 任期 平成二十三年七月一日～平成二十五年六月三十日
- 応募資格 原則として市内在住の二十歳以上応募時のかた
- 応募方法 住所・氏名・電話番号・性別・生年月日を記入し、テーマが考える市民参画と協働の推進としたレポート(八百字程度、様式自由を添え、郵送・ファクスまたはメールで五月十五日 必着まで)に市民参画課へ
- 選考方法 選考委員会で審査の上で決定(一回一万二千円所得税込)
- 報酬

### 市民委員を募集



### 4月18日(月)から 市民参画課/人権推進担当/国際交流・市民参画担当の 執務場所が《市役所南館地下1階》へ移転します

4月18日(月)から、上記執務場所が市役所南館地下1階東側に変更になります。

電話番号・ファクス番号は、次のとおりです。

■市民参画課 ☎38-2007/☎38-2004  
■人権推進担当 ☎38-2055/☎38-2004  
■国際交流・市民参画担当 ☎38-2008/☎38-2004



### 国民健康保険からのお知らせ

問い合わせ 保険医療助成課保険担当 ☎38-2035

#### ■会社の健康保険等を脱退・加入された場合は、届け出を！

会社の健康保険等を脱退し、国民健康保険に加入される場合は「健康保険資格喪失証明書」・印鑑が必要です。

現在、国民健康保険に加入されていて、新たに会社の健康保険等に加入された場合は、対象者全員の「新しい健康保険証」・「国民健康保険被保険者証」・印鑑を持参し、届け出てください。国民健康保険の脱退の届け出をされない場合には、引き続き加入者として保険料がかかることとなりますので、ご注意ください。

#### ■所得申告の届け出を！～保険料を計算する上で所得申告が必要です～

前年度に国保所得申告書を提出されたかた、または未申告のかたには、国保所得申告書を4月下旬に送付します。期日までに申告することで、7月に決定する保険料に反映されます。保険料の軽減制度を受けられる場合がありますので、所得がない場合でも所得の申告をしてください。ただし、確定申告、市・県民税申告、会社で年末調整をされたかたは不要です。

#### ■特定健康診査受診券送付について

平成23年度の特定健康診査受診券は4月下旬に送付します。対象者は、4月1日現在、芦屋市国民健康保険に加入されているかたで、満40歳から74歳のかた(年度内に40歳となるかたも含む)です。

後期高齢者医療被保険者(75歳以上)のかたにも、同時期に送付します。

4月2日以降に芦屋市国民健康保険の資格を取得されたかたは、今回の受診券送付対象外ですが、中途加入者を対象にした「特定健康診査」の実施を、来年1月に予定していますので、該当するかたには、個別にご案内します。

### 「新修芦屋市史 続篇」を頒布しています

市では、このたび「新修芦屋市史 続篇」を刊行しました。12章81節の構成で、昭和40年から平成16年までの、40年間の行政のあゆみなどを収録しています。ご家庭に1冊、いかがですか？

■頒布価格 5,000円  
■規格 A5判・布製表紙796ページ  
■頒布場所 市役所北館1階行政情報コーナー・ラポルテ市民サービスコーナー



限定400冊・頒布

問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2091

### 三条南町地区地区計画<決定案>および 西芦屋町地区地区計画<原案>を縦覧

問い合わせ 都市計画課まちづくり・開発指導担当 ☎38-2071

■縦覧期間 4月18日～5月2日・平日の執務時間内  
■縦覧場所 都市計画課 \*意見書提出先  
《意見書の提出》 縦覧期間中、三条南町地区地区計画(市決定)案は、住民および利害関係人は市に、西芦屋町地区地区計画(市決定)原案は、土地に関する利害関係者は芦屋市長あてに意見書を提出することができます。意見書は、個人情報以外は都市計画審議会の資料として公表されます。



### マンション共有部分のバリアフリー化に助成

既存の分譲マンション共有部分を、高齢者等に対応するように改造される場合に、工事に要した経費の一部を助成します。詳しくは、下記へ。

■対象 1棟・21戸以上 条件あり の分譲マンションの管理組合 ■内容 廊下・階段などの段差の解消、手すりの設置、床のノンスリップ化、通路や開口部の拡幅、エレベーターの設置等バリアフリー改修 ■助成額 限度額33万3,000円(助成上限100万円につき3分の1を助成) ■申請方法 所定の申請用紙(住宅課にあります)に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、平成24年1月末日までに下記へ \*管理組合の申請を審査し、原則として実施決定を受けた管理組合の選定した施工業者に対して、直接助成金の交付を行います。

問い合わせ 住宅課 ☎38-2026

### 国民年金 学生の皆さんへ・学生納付特例制度

問い合わせ 市民課年金担当 ☎38-2036

国民年金制度では、20歳になればすべての人が被保険者となります。学生のかたも国民年金保険料を納付しなければなりません。在学中の保険料の納付が猶予され、卒業後に国民年金保険料を納めることができる「学生納付特例制度」(一部非該当の学校あり)があります。

■学生納付特例制度の対象者 本人の前年所得が118万円以下の学生のかた(扶養親族等があれば、その人数に応じた額が加算されます)

■申請方法 年金手帳・学生証・印鑑を持参し、市民課年金担当窓口へ。22年度に学生納付特例を承認され、引き続き在学予定のかたには、日本年金機構からはがき形式の申請書が届きますので、返送してください。

はがきが届かなかったり、学校等の変更がある場合は、申請窓口へお越しください。

■障害基礎年金の申請・受給について 学生納付特例期間中に発生したけがや病気により障がいが残ってしまった場合には、障がいの状態に応じて「障害基礎年金」の申請ができます。

■保険料の追納 学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。学生納付特例を承認された月から10年以内に保険料を納付(追納)すれば、通常に納付された期間と同様の取り扱いとなります。ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。なお、学生以外のかたには、申請免除・若年者納付猶予制度があります。



### <こどもの入院医療費>無料化拡充のお知らせ

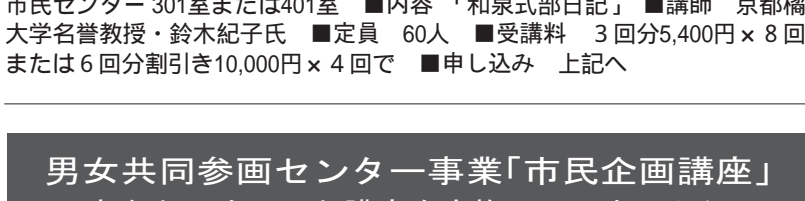
問い合わせ 保険医療助成課 医療助成担当 ☎38-2037/☎38-2158

～7月1日から、中学校3年生までの入院医療費が《無料》となります～  
これまでの入院医療費無料化(3歳誕生日までの乳幼児が対象)に加え、7月診療分から対象年齢が拡充され、中学校3年生までの入院医療費が無料となります。

■助成額 入院医療費自己負担額の全額(保険診療分で高額療養費等を差し引いた額) 「障害者自立支援法」・「特定疾患」・「日本スポーツ振興センター法」等の公費負担医療の給付を受けることができる場合は対象外

■所得制限 保護者等の市区町村民税所得割税額が23万5千円未満であること  
■申請方法 《3歳誕生日の翌月～小学校3年生までのかた》

対象者には、6月末に乳幼児等医療費受給者証をお送りします。新たに制度の対象となるかたは、受給者証の交付申請手続きが必要です。上記窓口へ《小学校4年生～中学校3年生までのかた》医療機関等で支払った領収書・健康保険証・印鑑(認印可)・振込先口座が確認できるもの・課税証明書(転入者等で本市に所得申告していないかた)療養費または高額療養費支給決定通知書(該当者のみ)付加給付証明書(該当者のみ)を持参し、上記窓口へ



### 平成23年4月分以降の子ども手当について

現行の子ども手当を9月まで延長する「つなぎ法案」が、3月31日午後の参院本会議で可決、成立しました。  
これにより、子ども手当は9月分まで延長され、次のとおり、中学校修了前(平成8年4月2日以降生まれ)の対象児童を養育しているかたに支給されます。

支給額 対象児童1人につき・月額13,000円  
支給月 6月2～5月分 / 10月6～9月分 / 2月未定  
平成22年度に受給しているかたは、自動継続しますので、手続きは必要ありません。ただし、出生・転入・転出等の場合は、従来どおり申請・届け出が必要ですが、公務員(独立行政法人等除く)のかたは、勤務先へお問い合わせください。  
10月分以降の制度については、改めてお知らせします。

問い合わせ こども課 ☎38-2117/☎38-2160

### 市民マナー条例を改正しました

～6月から芦屋川等でのバーベキュー禁止など3項目追加～

■芦屋川流域・キャナルパーク護岸でのバーベキュー等の禁止 城山堰堤(奥山)以南から河口までの芦屋川流域と、キャナルパーク水路南北護岸でのバーベキュー等(火気を用いて食品を調理する行為)が禁止となります。

■キャナルパーク水路での夜間のプレジャーボート等の航行を禁止 午後6時から翌朝・午前8時までの間、キャナルパーク水路での航行は禁止。プレジャーボート等とは、水上オートバイ・モーターボートその他推進機関としての内燃機関を備える船舶をいいます。

■阪神芦屋駅・打出駅、阪急芦屋川駅周辺を喫煙禁止区域に追加 現在は「R芦屋駅周辺を「喫煙禁止区域」として指定していますが、新たに、市内の3つの駅の周辺を「喫煙禁止区域」とします。

問い合わせ 環境課 ☎38-2050

### アナログ放送終了まであと100日！

地上デジタル放送視聴の準備はお済みですか？

アナログ放送は、7月24日正午に終了します。地上デジタル放送の視聴には、地上デジタル放送対応の受信機とUHFアンテナが必要です。受信機は、デジタルテレビの購入や地上デジタルテレビ用チューナーを取り付ける方法、またケーブルテレビに加入して視聴する方法があります。「何をすればよいかわからない」というかたや「テレビを買ったのにデジタル放送を受信できない」というかたは、下記へお電話ください。

《問い合わせ》  
■デジサポ兵庫 ☎078-330-0101  
■総務省地デジチューナー支援実施センター (NHK放送受信料全額免除世帯への支援) ☎0570-033840 (市町村村民税非課税世帯への支援) ☎0570-023724



※経済的な理由等で、地上デジタル放送に対応できない世帯(市町村村民税非課税の世帯など)に簡易チューナーの無償給付等の支援も行っていきます。詳しくは、総務省地デジチューナー支援実施センターへお問い合わせください。